32 多文化共生社会づくりの推進について

(財務省、内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【内容】

- (1) 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール(就学前の初期指導)の促進、外国人児童生徒の教育を担う専任教員等の増員、課外での日本語学習を支援する仕組の構築、不就学の外国人の子どもの就学の促進などを図ること。
- (2) 外国人の雇用の安定に向け、就労に必要な日本語等の研修や日本語能力に配慮した職業訓練を引き続き推進すること。また、労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組を引き続き進めること。
- (3) 外国人が安心して医療等を受けられるよう、適切な社会保険の適用を促進するとともに、医療言語人材(通訳者)の育成を図ること。
- (4) 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れの方針及び外国人の日本社会への適応に向けた施策に係る体系的・総合的な方針を策定すること。

(背景)

本県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒が全国最多である。また、保護者の失業等によって、不就学の状態となってしまっている外国人の子どもも見受けられる。このような状況の中、本県では、日本語学習支援基金による支援、プレスクール実施マニュアルの策定などを、全国に先駆けて行っている。

厳しい雇用情勢が続く中、外国人労働者は派遣・請負といった就労形態で働く者が多く、 失業した場合に日本語能力や職務経験が十分でないことから、再就職が困難となっている 状況が見受けられる。

本県では、医療等を受ける際に言葉が通じないことへの不安を訴える外国人も多く、医療機関等も言葉の問題を解決する方策を求めている中、医療機関等の依頼に応じた通訳派遣などを行うシステムを構築し、運営しているが、通訳利用料は外国人及び医療機関等の負担、医療通訳者の育成に係る費用は県及び市町村の負担となっている。

人口減少時代を迎えている中で、地域の活力を維持するためには、我が国のあるべき将来像を踏まえた上で、外国人全般を対象にした受入れや日本社会への適応に向けた施策の方針を示す必要がある。

(参考)

外国人登録者数の推移

(各年12月末現在、単位:人。[]内は全国での順位)

		1989 平成元年	1991 平成 3 年	1999 平成 11 年	2011 平成 23 年	2012 平成 24 年
全	主 国	984,455	1,218,891	1,556,113	2,078,508	2,078,508
至	短 知 県	66,629[4]	98,363[3]	127,537[3]	200,696 [3]	195,970 [3]
	ブラジル	1,626[3]	24,296[1]	41,241 [1]	54,458[1]	50,529 [1]
	中 国	4,477[7]	6,711[7]	13,940 [4]	47,313[4]	46,949 [5]
	その他	60,526	67,356	72,356	98,925	98,492

出典: H2,4年版法務省「出入国管理統計年報」、H12,24,25年版法務省「在留外国人統計」 平成2年: 出入国管理及び難民認定法の改正法の施行。

日本語指導が必要な外国人児童生徒数 (平成24年5月1日現在、単位:人)

	小学校	中学校	高等学校等	合 計
1 愛 知 県	4,072	1,613	193	5,878
2 神 奈 川 県	1,745	703	415	2,863
3 静 岡 県	1,681	700	107	2,488
4 東 京 都	959	692	329	1,980
5 大 阪 府	826	856	284	1,966
その他の道府県	7,871	2,994	973	11,838
合 計	17,154	7,558	2,301	27,013

出典:文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の計

外国人労働者数と派遣・請負事業所の比率 (平成24年10月末現在、単位:人・%)

	外国人労働者数 1	うち派遣・請負事業所 ² [比率]	構成比
1 東 京 都	176,978	36,688 [20.7]	25.9
2 愛知 県	80,712	28,832 [35.7]	11.8
3 神 奈 川 県	39,983	10,046 [25.1]	5.9
4 静 岡 県	36,743	19,866 [54.1]	5.4
5 大 阪 府	35,599	5,542 [15.6]	5.2
その他の道府県	312,435	68,083 [21.8]	45.8
合 計	682,450	169,057 [24.8]	100.0

出典:厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」

- 1特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。
- 2 労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者を示す。